

■簡略版 その② 国選弁護人の選任編■

① 表紙の「直ちに指名通知依頼する」欄に裁判官の認印があることを確認する。

(1) 通知回答期限(翌日)、依頼日(当日)、被
疑者名・フリガナ、生年月日、通訳言語(ある場
合)、事件名、国選弁護人選任請求の別を確認す
る。

③ **ファクシミリ送信書**（国選弁護人候補指名通知依頼書と同時に印刷）に必要事項（「記」番号、総丁数）を記入する。 ※書記官の記名印も忘れずに！

④ 「ファクシミリ送信書→国選弁護人候補指名通知依頼書→勾留状写し」の順に揃えて、書面右下部分に丁数を振り、最後の丁数にはその旨を示すために丁数を〇で囲む(例：1, 2, 3, 4, ⑤)。

⑤ 日本司法支援センター東京地方事務所（以下「法テラス」という。）に電話した上で、FAX送信（発信番号登録済み）し、送信した書面は国選弁護人選任請求に関するクリアファイル（以下「オレンジファイル」という。）に入れる。

※指名通知依頼は午後5時までが原則

⑥ 受領書が返信されてきたら、受付日付印 (A印) を押し、オレンジファイルに入れる。

※ 法テラスは、国選弁護人候補指名通知書をFAX送信する前に、裁判所に対し、電話連絡をすることになっている。

⑦ 受信した国選弁護人候補指名通知書を確認し、ファクシミリ送信票受領書欄に(1)受付日付印(A印)と、(2)取扱者の認印を押して受領書を作成し、FAXで直ちに返信する。

⑧ 選任及び選任通知に法テラスからの通知書を利用する場合、国選弁護人候補指名通知書を2部コピーした上で、**通知書原本下部余白に受付日付印(A印)を押し**、国選弁護人候補指名通知書、受領書(⑦で返信した)の順に**オレンジファイルに入れる。**

[illegible]

国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合、必ず国選弁護人選任書を別に作成すること!!!

⑨ 国選弁護人候補指名通知書写し(1部目)の下部
余白に、国選弁護人選任決定のゴム印を押し、決
定日を記入し、裁判官の記名印を押し、裁判官の
押印を受けて選任書を作成する。

⑩ 国選弁護士選任書の写しを作成する。

⑪ 弁護人への電話連絡をする。

- (1) 選任命令が出た旨
- (2) 選任書原本の受領依頼（休日明けに14部にて）
- (3) 弁護人から依頼があった場合、FAX番号を確認した上で、選任書写しをFAX送信（未確認で送信しない）

⑫ 選任書写しに通知済みの旨付記し、認印して、オレンジファイルに入れる。

⑬ 選任書原本は、事件関係送付簿Aに記入した上、
 に入れて14部に引き継ぐ。

⑭ 国選弁護人候補指名通知書写し(2部目)の下部
余白に、国選弁護人選任通知のゴム印を押し、
通知日を記入し、書記官の記名印、職印を押して
選任通知書を作成する。

⑮ (1) 被疑者 (勾留場所)
(2) 法テラス
に国選弁護人選任通知書をFAX送信する。

⑯ 通知済みの旨を選任書写しに付記する。

⑪ 国選弁護人選任通知書（検察官あて・⑮で送信に用いたもの）は、事件関係送付簿Aに記入した上、
 に入れて14部に引き継ぐ。

⑬ (1) 上訴申立書等記録簿の備考欄
(2) 国選弁護人選任請求に関する記録表紙
それぞれの「☐選任」にチェックを入れる。
なお、(2)には、勾留状の発付日及び結果(選任
決定の日)もあわせて記入する。

⑬ ここで処理が済んだ国選弁護人選任請求に関する記録は、[redacted]に、未了のものについては、[redacted]に入れて引き継ぐ（いずれも書類を記録に編み直し、オレンジファイルはせず。）。

《 写し（1部目）→選任書原本 》

国選弁護人候補指名通知書			
氏名			登録番号
事務所所在地	平		
	TEL	FAX	
所属弁護士会名	東京 ・ 第一東京 ・ 第二東京		弁護士会
国会法律支援法第 3 9 条第 2 項に掲げる国選弁護人の制約弁護士の有無	☐ 国会法律支援法第 3 9 条第 2 項第 1 号（普通国選弁護人契約弁護士） ☐ 国会法律支援法第 3 9 条第 2 項第 2 号（一落国選弁護人契約弁護士、熟練弁護士）		

上記国選弁護人候補者を上記登録事項に対する上記登録事件の国選弁護人に選任する。

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第14部

森 判 官

コピーして選任書写しを作成

国選介護人候補指名通知依頼書

平成 年 月 日
 機関名・所属名・施設名・支援センター
 に通知済
 福利書記官

日本福祉支援センター東京地方事務所 御中

東京地方裁判所民事第14部

進行番号	通知回答期限	平成 18 年 11 月 12 日	收到日	平成 18 年 11 月 12 日	
加付 付		生年月日 昭和 58 年 12 月 13 日	☐ 監視庁本部留置施設 ☐ 監視庁本部留置施設(西が丘・東京湾岸・原宿・多摩)分室		大田区所 監視庁 留置施設 ☐ (大田場所と異なるときの取扱い署名) 署名
及川 直也		通知期限			
受付日 平成 年 月 日	番号 平成 18 年 (平) 第 1 2 3 4 5 号 平成 年 (平) 第 1 2 3 4 5 号				事件名 強盗致傷

《 写し (2部目) →選任通知書 》

国選弁護人候補指名通知書		
氏名	〒	登録番号
事務所所在地	TEL	FAX
所属弁護士会名	弁護士会	
法律支援法第39条第2項に 掲げる国選弁護人候補 弁護士の別	☐ 総合法律支援法第39条第2項第1号（普通国選弁護人契約弁護士） ☐ 総合法律支援法第39条第2項第2号（一任国選弁護人契約弁護士、勤務弁護士）	

上記郵便番号 第 東京地方・東京区 検察庁事務所 第 日本司法支援センター 東京地方事務所 第中	上記検閲書に対する上記検閲事件について、上記国選弁護人 候補者が国選弁護人に選任されたから通知する。 平成 年 月 日 東京地方裁判所第第145号 裁判所書記官
--	--

平成30年度(記)				上野市立富岡北中学校/富岡北高等学校																				
実行 番号		交付税種・少年等 (事業年度)		文書の種目					関係人	経理担当 役職名	費 用													
				(執行に○)							振込振替		現金振替		現金の繰上						通 信 費		記録用紙 代	
				前年	前年	前年	切替	印紙							日	金	日	金	繰上	繰上				
123	1-21	西谷 二郎	富岡北高等学校教育費		○					校長室		1-21	○								◎			
124	○	坂 太郎	富岡北高等学校教育費							校長室		1-21	○								◎			
125	○	平代田子	富岡北高等学校教育費				○			校長室		1-21	○								◎			

国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合

- ⑨ 法テラスの国選弁護人候補指名通知書に基づいて、国選弁護人選任書を草稿し、裁判官に提出して押印を受ける。
- ⑩ 国選弁護人選任書の写しを作成する。
- ⑪ 弁護人への電話連絡をする。
- (1) 選任命令が出た旨
- (2) 選任書原本の受領依頼（休日明けに14部に）
- (3) 弁護人から依頼があった場合、FAX番号を確認した上で、選任書写しをFAX送信（未確認で送信しない）
- ⑫ 選任書写しに通知済みの旨付記し、認印して、オレンジファイルに入れる。
- ⑬ 選任書原本は、事件関係送付簿Aに記入した上、
[] に入れて14部に引き継ぐ。
- ⑭ 国選弁護人選任通知書を作成する。
- ⑮ (1) 被疑者（勾留場所）
(2) 法テラス
に国選弁護人選任通知書をFAX送信する。
- ⑯ 通知済みの旨を選任書写しに付記する。
- ⑰ 国選弁護人選任通知書（検察官あて・⑮で送信に用いたもの）は、事件関係送付簿Aに記入した上、
[] に入れて14部に引き継ぐ。
- ⑱ (1) 上訴申立書等記録簿の備考欄
(2) 国選弁護人選任請求に関する記録表紙それぞれの「□選任」にチェックを入れる。
なお、(2)には、勾留状の発付日及び結果（選任決定の日）もあわせて記入する。
- ⑲ ここまで処理が済んだ国選弁護人選任請求に関する記録は、[] に、未了のものについては、[] に入れて引き継ぐ（いずれも書類を記録に編みつけず、オレンジファイルはせず）。

平成18年(記)第111号

国選弁護人選任書

東京 弁護士会所属

弁護士 東京 本部

上記の弁護士を被服者 及 川 直 也 に対する

張 益 致 傷 被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成18年11月11日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官 (記 名) 印

平成18年(記)第111号

国 選 弁 護 人 選 任 書

東 京 弁 護 士 会 所 長

弁 護 士 東 京 大 部

上記の弁護士を被疑者 及 州 道 也 に対する

強 盗 致 傷 被疑事件の国選弁護士に選任する。

平成18年11月11日

東京地方裁判所刑事第14部

裁 判 官 (記 名)

平成18年11月11日
国選・弁護人・選任・選任
裁判所書記官

平成18年(記)第111号
平成18年11月1日

検 察 官
東京地方検察庁検察官 奥 泉
日本司法支援センター東京地方事務所 函 中

東京地方裁判所刑事第14部
裁判所書記官 白 山 太 郎 印

国選弁護人 証 憑 人 通知書
口 解任

検 察 官 及 川 茂 也
検 察 事 件 名 強 盗 致 傷
勾 留 場 所 □警視庁本部留置場
□警視庁本部留置場(麹屋橋・品川・西が丘・千原)分室
□警視庁 丸の内 警務署留置場
口 ()
(勾留場所と異なるときの取扱警察署 警務署)

上記の者に対する上記検察事件について、下記の弁護士が
国選弁護人に道任 されたから通知します。
口国選弁護人を解任

記
弁 護 士 泉 堂 太 郎
(東京・第一東京・第二東京 弁護士会所属)
(総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別)
☑ 総合法律支援法第39条第2項第1号
口 総合法律支援法第39条第2項第2号
番 番 所 (〒000-0000)
東京都千代田区〇〇-〇〇〇-〇〇〇
電話番号 03-3581-〇〇〇〇
FAX 03-3581-〇〇〇〇

[illegible]